

低年金はもちろん、 過重負担を問うべき

大沢 真理

「女性と年金」と聞けば、ただちに給付が低いことを連想する。年金給付は負担に応じることになっている。低年金は、就業の中断やパート勤めで負担が低かった結果で、つまりは「自己責任」なのだろうか。

社会保険では、収入に応じて負担する「応能負担」が大原則である。だが、厚生労働省の所得再分配調査で、収入に対する社会保険料の負担割合を取ると、年収100万円に届かないような低収入層にずっしりと重く、年収800万円を超えるような高収入層にはぐっと軽い。応能負担の原則は、収入分布の両端で大きく破られている。

厚生年金の適用月収の下限は8.8万円であり、単純に12倍して年収105.6万円未満では厚生年金を適用されない。国民年金（基礎年金）第1号となると、保険料は定額である。定額負担では低収入ほど負担割合は高い。不釣り合いに負担が重い低収入層は、この調査サンプルの2割を占める最大グループである。

高収入層で負担割合が低くなるのは、適用月収に上限があることによる。健康保険での上限は139万円、厚生年金では65万円である。上限以上の収入には保険料がかからないため、収入総額に対する負担率がぐっと低くなる。厚生年金の上限は2029年9月までに75万円に引き上げられるが、それでも健保の半額程度である。

2023年度末の時点で厚生年金被保険者の男性では9.6%、女性では2.0%が、65万円という上限を超えており、合計280万人近い。上限を健保に揃えると、厚生年金保険料収入は1.4兆円増えると厚労省は試算する。その分が減免されているのだ。

負担を減免されている高収入者とは、大企業の管理職以上の層と見られ、女性はずかである。「女性と年金」では、低年金はもちろん、過重負担の問題を問わなければならない。



PROFILE

おおさわまり：群馬県出身。経済学博士・東京大学名誉教授。専攻は社会政策の比較ジェンダー分析。東京大学社会科学研究所長・東京大学副学長を歴任。主著に『生活保障システムの転換』（岩波書店、2025）、*Social Security in Contemporary Japan* (Routledge /University of Tokyo Series 2011) など。編著に『災害・減災と男女共同参画』（社会科学研究所研究シリーズ第66号、2019）など。